

社会福祉法人 訪問の家
共同生活援助重要事項説明書
(グループホームサービス ・ きゃんばす)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

訪問の家は、入居者に対して共同生活援助（グループホームサービス）を提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	横浜市栄区桂台中4-7
代表者氏名	理事長 名里 晴美
電話番号	045-894-4640
FAX番号	045-894-4647
認可年月/認可番号	昭和60年12月13日 / 厚生省収児第699号
ホームページ	https://www.houmon-no-ie.or.jp/

2. あなたのご利用グループホーム

種 類	共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 平成18年10月指定
名 称	グループホーム ハイビスカス
所在地	横浜市栄区鍛冶ヶ谷1-21-1
電話番号	045-392-7783
FAX番号	045-392-7783
責任者名	所長 小坂 知彦
サービス管理責任者	小坂知彦・西條暖香・三橋亜矢子 ※変更が生じた場合は10日以内に書面にてお知らせします。
主たる対象者	知的障害者・身体障害者・精神障害者
入所定員	4名
開設年月日	平成24年1月1日
事業所番号	1423500204

3. 事業の目的と運営の方針

目 的	入居者に対し共同生活を送る住居において食事の提供、その他日常生活上の援助を行います。
運営方針	別紙「社会福祉法人 訪問の家 きゃんばす運営規程」による。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

構造	木造 2階建
敷地面積	473.29㎡
延床面積	166.86㎡

(2) 主な設備 1階

	室数	面積	一人当たり面積	備考
居室	5 室	53.41㎡	10.7㎡	
介助者室	1 室	11.9㎡	㎡	
ダイニングキッチン	1 室	42.8㎡	㎡	
洗面・浴室脱衣室	1 室	13.45㎡	㎡	
トイレ	1 室	8.6㎡	㎡	

(3) 主な設備 2階

	室数	面積	一人当たり面積	備考
居室	0 室	㎡	㎡	
トイレ	0 室	㎡	㎡	
事務室	0 室	㎡	㎡	
介助者室	0 室	㎡	㎡	
	室	㎡	㎡	

(4) 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			—	
サービス管理責任者	3	2	1			1	
世話人	5	5				5	
生活支援員	5	5				5	

(5) 職員の勤務体制

職種	勤務時間
管理者	8:30～17:30
サービス管理責任者	8:30～17:30
世話人	8:30～17:30/10:30～19:30/13:00～22:00
生活支援員	14:30～翌10:30
管理当直員	15:30～翌10:30

5. サービスの概要

(1) 訓練等給付費から給付されるサービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。
なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書（サービス利用契約書）」第5条により作成する共同生活援助計画にもとづくものとします。

①基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。 個人で調理される方について状況に応じた支援をします。
	〔食事時間〕 朝 食（ 7：00～ 8：30） 夕 食（17：30～19：00） ※昼食については入居者自身にておとりください。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄 着脱衣・整容 清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

②日中活動にかかわる支援

種 類	内 容
日中活動支援	日中活動先と連携し支援します。
社会活動支援	入居者の状態に応じて、権利行使に関わる活動を支援します。

③社会生活にかかわる支援

種 類	内 容
コミュニケーション	入居者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達することが出来るように支援します
金銭管理	必要に応じて個々の能力に応じた方法で行えるよう支援をします。
情報提供	社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、そのための有益で必要な情報を入居者へ提供します。
人間関係	必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を身につけることが出来るよう支援します。
相談及び援助	入居者及びその身元引受人または後見人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。
	<窓口>小坂知彦（管理者） 電話：045-392-7291
社会資源の利用	入居者がより社会と関わりのもてる生活を送ることが出来るよう自治会活動や地域住民の活動参加等社会資源の活用を図ります。

④保健医療にかかわる支援

種 類	内 容
健康管理	〔グループホームの嘱託医師〕 氏 名：柴田 直美 医療機関：朋診療所 診察科目： 内科、小児神経内科 等
服薬 通院 治療	医師の処方に基づき、職員が入居者の服薬を管理します。予薬はマニュアルに基づき、誤りの無いよう万全を期します。 サービス時間内に発生した事故について、治療が必要な場合は通院します。 また家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。
加齢や障害の 重度化について	別紙に定める「重度化した際の指針」に沿って対応していく。

(2) 入居者の定率負担額

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割（定率負担額）の額を事業者にお支払いいただきます。
なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(3) 訓練等給付費支給外サービス（入居者負担によるサービス）

訓練等給付費支給外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。なお、利用料金明細につきましては、別紙「共同生活援助個人利用説明書」によりご確認ください。

(4) 利用料及び支払方法

別紙「共同生活援助個人利用説明書」のとおりです。

6. 苦情申立先

苦情解決委員会	受付担当者： 田崎 憲一 （電話： 045-392-7291 ）
	苦情解決責任者： 小坂 知彦
	第三者委員：大森真由美 麦倉泰子 清水紀人
	担当者等に変更が生じた場合は、10日以内に書面にてお知らせします。
横浜市の窓口	横浜市健康福祉局 障害支援課
	住所：横浜市中区日本大通18番地 KRCビル 6 階 電話：045-671-3565
県知的障害者施設協会	所在地：横浜市神奈川区沢渡 4 - 2
神奈川県の窓口	かながわ福祉サービス運営適正化委員会
	電話：045-317-2200 平日 9：00～17：00
担当区の窓口	横浜市栄区 福祉保健センター 高齢・障害支援課
	住所：横浜市栄区桂町303-19 電話：045-894-8068
相談窓口	横浜市福祉調整委員会事務局

調整委員云	住所：横浜市中区港町1-1 電話：045-671-4045
-------	-------------------------------

7. 虐待防止に関する相談窓口

相談窓口	窓口担当者：小坂知彦 ご利用時間：8:30～17:30 電話番号：045-392-7291 FAX：045-392-7294
------	---

8. 協力医療機関

協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
朋診療所	横浜市栄区桂台4-7	895-0606	神経内科 内科
横浜栄共済病院	横浜市栄区桂町132	891-2171	総合

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	緊急連絡先に直接通報し、対応いたします。		
防災訓練	地域の防災訓練に参加するほか、年2回の訓練を行います。		
防災設備	・スプリンクラー 有	・非常通報装置 有	
	・自動火災報知機 有	・消火器 有	
	・ガス漏れ報知機 有		

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者の記録

利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙「個人情報の使用に関わる同意書」に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8:30～午後17:30です。

(2) 利用者の情報の管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市（町・村）及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に関わる同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 「きょうばす」を利用の際に留意していただく事項

「きょうばす」を利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	「キャンパス」の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	入居者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、訪問の家で負うことは出来ません。
宗教・政治 営利活動	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
動物飼育	グループホーム内へのペットの持ち込みは、ご遠慮ください。
健康維持	事業所が行う健康診断、医療にかかる検査は特別な事情がない限りお受け下さい。
衛生保持	グループホーム内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。
その他	入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 退所後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。訪問の家が残置物を引き渡す場合は実費をいただきます。

以上